

特35
847

神本義
賀字書教理神
全

014292-000-8

特35-847

神理教書字賀神本義

佐野 經彦 / 著

M22

ABB-0634

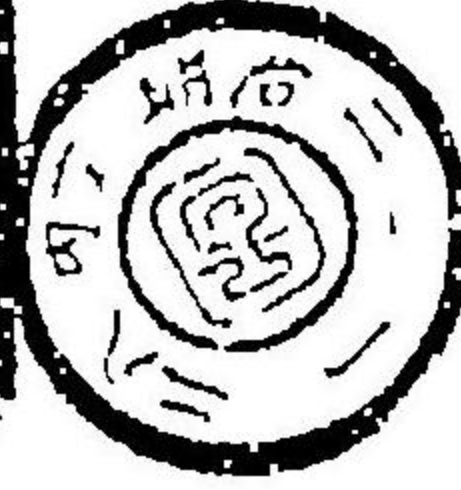


1268
29

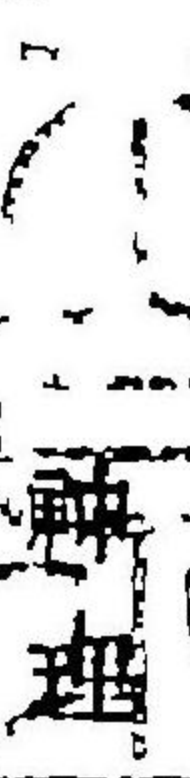
大教正佐野經彦著

神理 宇賀神本義 教書

神理教會總本院發行



神理 宇賀神本義一名御食持神蹟考畧



大教主巫部經彦撰

門 長門權少教正柴田源底
豐前權少教正笑田政知謹致
人 丹波 剛 導堂 周 福 齋

吾神理教會の内に設たる宇賀稻生等の講社は其稱

を別にすると雖も祭神は同神に在といとも尊き天

紅龍神とは總ては申し奉り巫部の神床に齋き奉り

別て尊み仕へ奉るは宇賀御魂神にして亦の御名を

豊宇氣毘賣神又豐遠加比賣神又登亦御名は宇氣母智神

亦御名は大宜都比賣神津神と申す亦御名は大宇迦能

賣神亦豐宇賀能賣神と申すと申し奉る此神の御社を稻

生社と申し奉ること尤山城國紀伊郡伏見里なる伊

奈利山に鎮座により稻荷大神と申し奉る又大和國
廣瀨郡なる廣瀨にましては大物忌神と申え肥前國
にては鏡山に齋き奉りいと長き御靈驗まける
殊に伊勢國山田郡にては豐受大神宮と申え奉る是
ぞ世に云ふ外宮大神宮也けるさて此神の生とませ
しほとと考へ奉るに古事記に伊邪那岐伊邪那美二
柱神天降まして島神國神を生給ひし條に粟國神を
生亦名と大宜津比賣神と云ふとさるされま是ぞ此
神の生養期ひし始なり然して伊邪那美命火具土神
を生みたまひみききたりかりし時に成り給ひて
御饌の事つかへ奉りし神なりけるそは日本紀一書
に又飢時に生兒の號は倉稻魂命とあるにて灼然し

借此神の御名を宇賀魂命と申し奉るにより考へ奉
るに攝津風土記に大宜津媛神攝津國に御座在し其
所を稻倉山と云ふと記されしによるに此御名の宇
賀の字ハ以禰都牟といへることの切にして賀は久
良と云ふことの切な程を書紀に稻倉の文字を借とる
もまなまからす又後に宇賀魂命と云ふ神の在も稻
倉を受持たまふしことにて宇賀山はうほ稻積倉
山よして攝津風土記に云稻倉山にをなし號なり仍
とて此神は名は稻作座といへるあとにして其稻と
いへる號を彼天照大神此五穀は天下の蒼生どもか
食て活るさ物ぞと詔たまひより始とる言ふして
是やあの人の伊伎禰と云ふまとなり其伊伎禰の伊

と省は伎禰とあるさて於是云へる伎禰の伎ハ久比
 の切にして總て生と一生るもの命はなかん爲に朝
 食夕食口にとりはむと食物と云ふ其久比に同じ備
 此食物を御食と云ひ又食ケ吞ケと云ふ此食は伎禰
 といふ言にして伎禰とは今云ふ米なりされは御食
 津神古免作る神といふ言のつゝもり一あとにして
 生れたる者の物食へは氣の生る根なる故に介とは
 云ひしなり久布といへるも物食へは氣ぬび生によ
 り久生とはいふなり魂は其食物を造成し幸ひ給ふ
 主なる故に申せしなりさて稻といふも此神の別て
 幸ひ給ふものにして伊伎根と云ふあとの切なり然して
 づけし名にして伊伎根と云ふあとの切なり然して

此神の御名の云ひさまハ聊か違ふよふなれとも其
 本言を正し見るに皆異なるあとなしさて此神は五
 穀生殖のことにれろカ池水衣食住に至るまで残る
 隈なく人の養殖の道を主宰たまふ大神にましける
 されは人の此世に生れ出るは産巢日神の御功德に
 よりて生ると雖も此世にありては此大神の御功
 徳を仰びてえ生きのび活くことなり得ざるなり既
 に古事記に速須佐之男命に千位置戸と負せたまふ
 條に又食物を大氣津比賣神に乞ふこくに大氣津比
 賣鼻口及尻より種々の味物と取出て種々作りそな
 へて進りし時に
 まくに鼻及口尻といへるは此神の坐せし御殿あ

り一地を云一なりさて鼻といへるはその宮のありし山の鼻と云ふことなり口といふも又其谷の入口にして尻と云ふえ大殿の尻即ちうしちにて此神の兼てたくはへたまひ倉のある處なりされは其倉より種々の物ととり出して奉りたるなり

速須佐之男命其態を立備ひ穢汚を奉進れると爲して乃其大宣津比賣神を殺し給ひき故所殺たまへる神の身に生る物あり頭には鬘なり二目に稻種なり二耳には粟なり鼻に小豆なり陰に麥なり尻に大豆なりかれあを以て神産巢日御祖命あれを取らしめて種となすとあり

あゝに大宜津姫神を殺したまへるとあるは神避らしたまひしと云ふにして死たまひしにはあらしさて此神避ましと神の身坐處のあとの山といふことろにして御身がやびて此蚕や五穀に出来たると云ふにはあらざる也是より此神の尊に御饗奉りたるを見てさとるへし

亦日本書紀の一書には天照大神天上にまいて日く昔原中國に保食神有と聞けり宜く汝月夜見尊いてまいてみそなはせ月夜見尊勅をうけて降り巳に保食神の御許にたり給へは保食神即ち首をめぐらして國にむかへは則ち口より飯を出し又海にむかへは則ち鱈の廣物鱈の狭物また口より出づ又山に

むかへは毛の鹿物毛の和物また口より出づ其品々
 のものを悉く備へるを百机にとりあさへてみ
 あへ奉るまの時月夜見尊怒りれもほてりして曰く
 けからはしき哉いやしきかな寧ろ口より吐し物を
 以て敢て我を養ふ可むと詔給ひて拔劔擊殺然後
 復命具言其事天照大神復遣天熊人往看之是時保食
 神實已死矣

こ、に口より吐物とは吐出せし物には非す國に
 嚮ひて申給へは五穀野菜の類山に嚮ひて申給へ
 は鳥獸の類海に嚮ひて申たまへは大小の魚類と
 御口の下に賤き田人獵人が持よせけるを御饗に
 奉りけるを見ざるは御身は動き給はず卑きも

の、持よせし物を奉りたるを怒ら勢とまひしと
 云ふと成なり
 唯其神の頂に牛馬なり顛上に粟なれり眉上に蠶な
 れり眼中に稗なれり腹中に稻なれり陰に麥及大豆
 小豆なれり

こは此神の住居たまひし山のいたゞき又野原谷
 などにて作もの、有しあとのよしは大古記傳に

るしとればあゝいはいは
 天熊人悉く取持去て奉るときに天照大神喜びて曰く
 是物はうつき蒼生の食て活くへきものそと乃ち
 粟稗麥豆を以て陸田の種子となし稻を以て水田種
 子となしまと因て天邑君を定む即其稻種を以て始

て天狹田及長田にうゆ其秋垂穎八握莫莫然甚快
 又た口裏に蠶をふくみ便ち絲抽くまを得たり此
 よりはじめ養蠶の道ありなごあるにても此大神
 の五穀繁殖養蠶の事に幸ひ給ひて勸業の事を始
 め給ひしこといちろしさて上にも擧げてい
 論する如く此神は五穀物とえじめ鱸の廣物鱸の狹
 物に至るまでさちは食物着物に至るまで残る限
 なく幸へ給ふ大神にして殊に虫害風災をも除き給
 ふなりそは神祇令風神祭の下の義解に廣瀬龍田の
 二祭をいふなり荒き風を吹かせす稼穡滋祭らせむ
 とともほす故に此祭ありとあるにてもあるべし
 世に稻生大神を直に狐と思ひやびて狐を正一位

稻生大神と云ふは大なる誤なりそは此大神は正
 一位の位階ありて山城國伏見里に鎮り給ひ其山
 の形飯をもりたる形なるにより稻生大神とは申
 奉りたりなりさて此山に狐許多すみて常に大神
 の御意にや叶ひけむ御座近くありて此神の社に
 詣づる人の家にもろくのまごことこの起らんとす
 る時は必此神の御意として信者の家身にそひて
 守護けるのみか必其あるを顯はしけるえいと
 も奇しきことなりけるを此くすしきを見てや
 て大神とは云ひしなりあは大神の使はしめたま
 ふ獸にして大神にはあらざるあど灼然しとは神
 宮書に三狐神とあるせしは御食津神と云ふこと

の借字にして狐を祭りたる神と云ふにはあらざるなり
 借此狐と云ふ本言を考正にカミツク子と云ふことなれば
 神靈のつくことはいちちるされど此狐は大神には
 あらじ大神の御つかひものなる事をさとり大神に
 思ひまがふことなかれされは農事にかつらふ人
 たちは殊に信仰し此講社に加入を勧むるは皇道の
 神理を悟らせ凝結力を益さしめ共に安樂を得て皇
 威を万国に輝さむと思ひてなり今にして結社の準備
 なくんば人の心散々に乱れ果て今日外國交際の
 時に當りうれたくも子孫を絶す佛の法は内に榮え
 將に外洋の邪教は外に有り

て我皇道のひまを伺ひ皇國を蠶食せむとするの勢
 ありて隨て万世無窮の皇系を傳へたる天皇陛下の
 御位を尊はむとするの下心のなきにまあらす恐
 るへき事也我同胞の國人にして坐視傍觀すへき時
 にあらずされむとてたゞに外教を以て人心を固結
 せむとするは宛も毛をふきて疵を求むる理にして
 反て害をますのみ故に天皇の位を保全せむとする
 ものは我大皇道を擴張して皇道の何ものたるをし
 らえめむにまはなし大皇道を擴張する我教旨を
 凡人は如何に云ふらむ天神直授の言靈を正し惟神
 の道を教ふるの所なれば講社の名を許多に分け異に
 すると雖も万派飛流河海に投するが如く皆産須根

神即ち先祖を祭ることわざとらせ生て天皇に仕ふ
るものにして死て皇靈に仕へざるの理あらむや生
て万民を守る天皇にして死て万民の靈の上に立ざ
ると云ふあとなき顯幽無二の皇道なり生を世界に
うけ人の眞道をふみ此世を過さむとするものなれ
は信せざんばあるべからす抑人の此世に生れ出る
や父母の生み出せしものなれとも其本の本来に産須
根を逆登れば天御中主神に止る殊に魂は今も産巢
日神より賜えり生れ出て生を此世に保つや君の御
守をうけ衣食住の三を以てあそ其衣食住は誰がな
せしにややびて此稻生神と申す宇賀神の御功德な
りされは此神の御功德にもれてえ一時一刻も活き

けることは得ざるなりかくては誰の人も此神徳を
知り此神徳を戴き敬神の旨を体して仁義忠孝の惟
神の道をふこ僅かなる五十年か八十年か百年かの
命なれば其内を平穩にくらし死ては幽冥に入りて
眞の神の左右に侍らひ子孫の家の守神となり子孫
よりは我産須根神なりと尊れ彼の幸魂は天上に登
り天神に賞められ和魂の和かに産須根神となり荒
魂の荒ふことなく墓所に止り奇魂はくしくいくつ
にも別れ子孫の家を守る守神となるそ此宇賀神を
祭る講社に入りたる人の甲斐あると云ふなるべし
かくいはは人の死て靈魂の活きあることはなきな
どといひ嘲り笑ふ人のあるべけれども固より人は

日にます神の胤をつぎ神の御蔭を受けて生れ出たる
 ものなれば死て神となるは當前の理ならずや謬に
 云ふ土器はもとの土また人窮すれば天を呼ぶ花は
 地に落ち鳥は古巢に歸るなど云ふ古語のさまにて
 も灼然人の魂は神の賜物にして人とあれば此受
 持神の御恩頼にて命を継ぎ一生を経神事終りて本
 の大神の御許に還言申さむとは言巻もさら世に生
 れ出て一生の間喰物着物に至るまで一日片時も此
 神の御恩頼か、ふらざるはなされば世に生ると
 生るものとして此神を仰ぎ祭らざる人々はある必
 す祭らずむばあるべからずあを尊の此大神やは
 此の書はしもいはい明治十八年七月ばかり我師

の大人が教子の乞にまかせて筆取り給ひしを學
 友なる堂岡ぬし校訂し一卷となしたるをあた
 び教徒らが彫刻になしあまねく世の人に示さん
 とはかりける故に師の大人に云々のよし乞けを
 はりな舟のいなみ玉はす諾なひ給ひけるまゝそ
 の由を堂岡ぬしにも告げむやと思ひしをぬしは
 ちやくみまかりけれせんすべなく柴田箕田の
 兩教正にはかり再ひ校訂のことども畢へし時は
 明治二十二年の秋の央になむかく云ふは同じ桃
 舎の學舎にものする伊勢國人松尾南生なり

宇賀神本義畢

明治二十二年十二月五日印

刷

定價拾貳錢

明治二十二年十二月十一日出版御屆

福岡縣豐前國企救郡東紫村大字徳力三百五十七番地平民

著者 神理教會長 佐野經彦

福岡縣豐前國企救郡東紫村大字徳力三百五十七番地設置

發行所 神理教會總本院

